

京都府警察定年前再任用実施要綱の制定について（通達）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び職員の定年等に関する条例（昭和59年京都府条例第57号。以下「定年条例」という。）に基づく定年前再任用制度を導入することに伴い、同制度の適正かつ円滑な運用を図るため、みだしの要綱を下記のように定め、令和5年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、京都府警察再任用実施要綱の制定について（平成18.10.24：例規務第42号）の例規通達は廃止する。

記

京都府警察定年前再任用実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、法及び定年条例に定めるもののほか、京都府警察における定年前再任用の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定年前再任用の職

法第22条の4第1項の規定により定年前再任用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）は、法第3条第2項に規定する一般職の地方公務員として、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に従事するものとする。

第3 定年前再任用の選考対象者

定年前再任用の選考対象者は、定年条例第10条の規定により、年齢60年に達した日以後に、退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。以下同じ。）をした者又は退職を予定している者で、採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（その短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。以下同じ。）を経過していない者に限る。

第4 任期等

1 任期

任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

なお、採用の日は、原則として、4月1日とする。

2 勤務所属及び職務内容

警察本部長（以下「本部長」という。）は、人事管理、業務運営等に及ぼす影響、職員の希望、関係所属の意向等を総合的に勘案して、定年前再任用短時間勤務職員の採用時の勤務所属及び職務内容を決定するものとする。

なお、採用後の勤務所属にあつては、京都府警察に勤務し、法第3条第2項に規定

する一般職に属する常時勤務を要する職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

第5 選考申出の手続

1 希望申告

定年前提再任用をされることを希望する者（以下「定年前提再任用希望者」という。）は、定年前提再任用希望申告書（別記様式第1号）及び健康状態等申告書（別記様式第2号）（以下「希望申告書等」という。）を別に定める期日までに所属長を經由して本部長に提出するものとする。

2 面接の実施

所属長は、希望申告書等の提出を受けたときは、定年前提再任用希望者に対して面接を実施し、従前の勤務実績、本人の意欲、能力、健康状態等を確認するものとする。

3 上申

所属長は、前記2の面接結果を踏まえ、定年前提再任用希望者を定年前提再任用の選考対象者として本部長に上申（警務部警務課長経由）するものとする。

4 明示及び同意

本部長は、定年前提再任用希望者に対して、あらかじめ、定年前提再任用された場合の職務内容、勤務地、給与、1週間当たりの勤務時間等を明示し、同意を得るものとする。

5 意見照会

本部長は、選考に当たっては、各部及びサイバー対策本部の庶務担当課長その他関係する所属長に意見を求めるものとする。

6 読替え

前記1から3までの規定において、定年前提再任用希望者のうち既に退職している者の手続については、「所属長」とあるのは「退職時の所属長」に、「健康状態等申告書（別記様式第2号）」とあるのは「身体検査書（別記様式第3号）」と読み替えるものとする。

第6 選考の方法

本部長は、定年前提再任用希望者に係る次に掲げる事項を総合的に勘案して選考を行い、定年前提再任用候補者を決定するものとする。

1 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

2 定年前提再任用を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他定年前提再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

第7 選考結果の通知

本部長は、前記第6の選考を行った者に対して結果を通知するものとする。

第8 定年前提再任用短時間勤務職員の勤務時間、給与、休暇等

1 勤務時間

定年前提再任用短時間勤務職員の勤務時間は、次のとおりとする。

(1) 定年前提再任用短時間勤務職員の勤務時間は、原則として、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり27時間7分30秒とする。ただし、本部長は、

必要と認める場合は、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で勤務時間を定めることができる。

- (2) 前記1の(1)に定めるもののほか、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間及び休日は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号。以下「給与条例」という。）、職員の給与、勤務時間等に関する規則（昭和31年京都府人事委員会規則6-2。以下「給与規則」という。）その他関係規程の定めるところによる。

2 給与

定年前再任用短時間勤務職員の給与は、給与条例、給与規則その他関係規程の定めるところによる。

3 年次休暇

(1) 定年前再任用短時間勤務職員の年次休暇は、給与条例、給与規則その他関係規程の定めるところによる。

(2) 退職後引き続いて定年前再任用短時間勤務職員となった者の年次休暇は、当該定年前再任用短時間勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなして取り扱うものとする。

(3) 前記3の(2)の定年前再任用短時間勤務職員以外の定年前再任用短時間勤務職員の年次休暇は、年の途中において新たに職員となる者として取り扱うものとする。

4 病気休暇

定年前再任用短時間勤務職員の病気休暇は、給与条例、給与規則その他関係規程の定めるところによる。

5 特別休暇

定年前再任用短時間勤務職員の特別休暇は、給与条例、給与規則その他関係規程の定めるところによる。

6 介護休暇及び介護時間

定年前再任用短時間勤務職員の介護休暇及び介護時間は、給与条例、給与規則その他関係規程の定めるところによる。ただし、介護欠勤取扱要綱の制定について（平成7.3.31：7京務第401号）の例規通達に基づく介護欠勤は、認めないこととする。

7 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業

定年前再任用短時間勤務職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年京都府条例第4号）、職員の育児休業等に関する規則（平成19年京都府人事委員会規則6-90）その他関係規程の定めるところによる。

8 分限及び懲戒

定年前再任用短時間勤務職員に係る分限及び懲戒は、常勤職員の例による。

9 服務

定年前再任用短時間勤務職員に係る服務は、常勤職員の例による。

10 旅費

定年前再任用短時間勤務職員の旅費は、常勤職員の例による。

11 安全衛生

定年前提任用短時間勤務職員に係る安全衛生は、常勤職員の例による。

12 公務災害補償

定年前提任用短時間勤務職員に係る公務災害補償は、常勤職員の例による。

13 社会保険への加入

定年前提任用短時間勤務職員に係る社会保険は、勤務時間に応じ、必要な社会保険に加入するものとする。

第9 専決

この通達に規定する本部長の事務（定年前提任用候補者の決定を除く。）については、警務部長に専決させることができる。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、定年前提任用の取扱いについて必要な事項は、警務部長が別に定める。

別記

様式第1号

年3月末日廃棄

定年前再任用希望申告書

ふりがな		生年月日		年	月	日
氏名		(年4月1日現在満		歳)
現住所 〒□□□-□□□□						
(電話番号 - -)						
定年前再任用後の住所 〒□□□-□□□□						
(電話番号 - -)						
希望する勤務所属・課(係)		第1希望		第2希望		
希望する職務内容						
職員歴	採用	採用年月日 年 月 日		採用職種		
	退職(予定)	退職年月日 年 月 日		退職事由 勸奨・普通・その他()		
		勤務所属		階級・職名		
退職後の職歴	勤務先(部署まで)		職務の内容	所在地(市区町村まで)		在職期間
	現在(最終)					年 月 から 年 月 まで
	その前					年 月 から 年 月 まで
年 月 日付け定年前再任用に係る選考を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。						
また、この申告書のすべての記載事項に相違ありません。						
年 月 日						
京都府警察本部長 殿				申告者氏名		

- 注 1 定年前再任用の勤務所属及び職務内容は、選考の上、決定します。希望どおりにない場合があるので、あらかじめご了承ください。
- 2 本申告書の保存期間は、任期満了から5年とする。

年 3 月 末 日 廃 棄

健 康 状 態 等 申 告 書

京都府警察本部長 殿		年 月 日	
		所属	
		階級（職名）	
		氏名	
私の現在の健康状態等は、次のとおりです。			
現在の健康状態	1 頑健 2 健康 3 健康でないが勤務に支障はない 4 不健康		
職員の健康管理に関する訓令（昭和48年京都府警察本部訓令第22号）上の措置区分	1 A 1 () 2 B 1 () 3 B 2 () 4 C 1 () 5 C 2 () 6 D 2 () 7 D 3 () 8 なし		
現在治療中の疾病等	項 目	内 容	
	疾 病 名		
	発 病 時 期		
	医 療 機 関 名		
	治 療 状 況		
病気休暇・傷病による 休職の状況（過去5年 以内） ※ 病気休暇は、引き 続き30日以上のもの を記入すること。	病 気 休 暇	・ ・ ～ ・ ・ 日間 ()	病名 ()
		・ ・ ～ ・ ・ 日間 ()	病名 ()
		・ ・ ～ ・ ・ 日間 ()	病名 ()
	傷 病 に よ る 休 職	・ ・ ～ ・ ・ 日間 ()	病名 ()
		・ ・ ～ ・ ・ 日間 ()	病名 ()
		・ ・ ～ ・ ・ 日間 ()	病名 ()
自動車運転の支障の有無	1 支障なし 2 支障あり 3 運転免許なし ※ 支障ある場合の具体的内容 ()		
その他 ※ 健康状態に不安がある場合 に記入すること。			

- 注 1 番号が付されている事項については、該当する番号を○印で囲むこと。
 2 措置区分の()内には、現に措置区分を受けている疾病名（血圧、肝臓、心臓、腎臓及び糖尿）を記入すること。
 3 この申告書の提出日以前1年以内に受診した定期健康診断又は人間ドックの結果の写しを添付すること。
 4 本申告書の保存期間は、任期満了から5年とする。

様式第 3 号

年 3 月末日廃棄

身 体 検 査 書

氏 名	(年 月 日生)	現 住 所	
身 長	cm	聴 力	右 1,000HZ 正・異 4,000HZ 正・異
体 重	kg		左 1,000HZ 正・異 4,000HZ 正・異
胸 囲	cm	耳 疾	有 () ・ 無
四 肢	正・異 ()	血 圧	/ mmHg
視 力	右 (矯正)	尿 検 査	蛋白 - + - -
	左 (矯正)		糖 - + - -
眼 疾	有 () ・ 無		ウロビリノーゲン - + - -
貧 血 検 査	血色素量 g/dl 正・異	血 中 脂 質 検 査	総コレステロール mg/dl 正・異
	赤血球数 万/m ³ 正・異		中性脂肪 mg/dl 正・異
肝 機 能 検 査	GOT IU/l 正・異		血 糖 検 査
	GPT IU/l 正・異	空腹時血糖 mg/dl 正・異	
	γ-GTP IU/l 正・異	ヘモグロビンA1C % 正・異	
心電図検査			
胸部 X 線検査	所見 ()		
既往症			
現在治療中の疾病			
その他の見所	(消化器、循環器、感覚器、呼吸器、神経系等の異常の有無) 有 () ・ 無		
精密検査の要否	要 () ・ 否		
検査の結果は、上記のとおりです。			
年 月 日			
医療機関名			
医師氏名			

お願い
 1 各欄の () には具体的に記載してください。
 2 精密検査の必要があると認めるときは、疾病、検査名等について指示願います。

注 1 身体検査は、指定する医療機関において受けること。
 2 本検査書の保存期間は、任期満了から5年とする。